

懇談では、「積極的に手話を職員に広めたい」「手話奉仕員養成講座の実施を検討したい」「広報活動を充実させたい」「障害者計画に要望を盛り込みたい」など、聴覚障害者への対応や施策の充実に向けた決意などが寄せられました。

ろうあ協会や支援団体の参加者からは、この取り組みを契機にして、もっと日常的に意見交換が必要ではないか、との声も寄せられています。

特に、介護保険や障害者施策など、身近な市町村を中心に福祉サービスや様々な支援の提供が進められようとしています。

「1県50市町村キャラバン」を実施し、手話通訳制度の拡充など要望書を届け、首長や関係者と懇談しました。

社団法人滋賀県ろうあ協会は7月26日から8月2日まで、県下を巡回する

創立50周年記念に全市町村訪問

キャラバン6日間ー県るうあ協会ー

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより

第14号



発行日/平成11年10月1日
発行所/草津市大馬路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101
E-mail: ww100051@mail.normanet.ne.jp
http://www.normanet.ne.jp/~ww100051/

聴覚障害者が住民の一人として、意見や要望、アイデアを自治体に届け、聴覚障害者の声が反映された町づくりに発展していくことがとても大切になっています。



県知事(中央)を囲んで(7月26日県庁にて) 意

第13回世界ろう者会議決議

世界ろう連は国連人権宣言に則り、全てのろう者の人権と自己完成の確立に向けた公約をここに再確認する。ろう者の人権の完全なる獲得に向けて、第13回世界ろう者会議は以下の決議をする。

ろう者は、母語として手話を身につける権利を持ち、文化的、言語的マイノリティであることを再確認する。

ろう児は手話と書き言葉によるバイリンガル教育を受ける権利を保有していることを再確認する。

情報時代の技術的、生物学的進歩が、世界中のろう者コミュニティに劇的な変化をもたらしていることを認める。一般社会における技術への完全かつ平等なアクセスは、平等な生活を実現する上で、非常に重要な条件である。

平等なる雇用機会を通して、生活の向上と経済的自立を実現するろう者の能力と権利を再確認する。

ろう者コミュニティにおける社会的、民族的、宗教的、性的、経済的、政治的多様性を認識する。

世界中に今でも多く見受けられる、ろう者の言語的権利と人権の侵害と闘う。

人類からろう者を抹殺しようとする遺伝子研究を強く非難する。

技術がろう者コミュニティにもたらす変化を、ろう者自身が先導し、決定する能力を確かなものにするために、変化にともなう進化するろう者コミュニティの考え方と価値観に関しての一層の研究を奨励する。

これらの技術が手話通訳、教育、保健、手話などに与える影響を研究することも必須である。完全な人権を保障するため、先進国は発展途上国と協力し、これらの技術やその他の資源へのアクセスを支援するべきである。

最終報道の参加国は60カ国を更に上回る90カ国となり「多様性と団結」をテーマにスタッフやボランティア、通訳者を合わせると4,000人を越す参加者がオーストラリア・ブリスベンに集いました。日本から全日ろう連代と250名が会議に参加したそうです。自国の手話通訳者を同行することが条件であるため通訳者班は日英通訳者4

名と地域代表者として全国から参加した12名が期間中担当。情報提供としての役割を果たすべく頑張りました。世界ろう者会議公式語は英語(音声語で使われるのは英語のみ)・国際手話・オーストラリア手話で、日本からの日英通訳者4名はフル回転でした。当然複数対応のため、通訳付きは限られた分科会のみとなり、他の分科会にアクセスする場合は参加者自身が国際

多様性と団結をテーマに

第13回世界ろう者会議開催INオーストラリア

ー手話通訳を担当してー



基調講演・分科会の手話通訳を担当

手話が理解できることが条件になりま
す。日本人報告者のいる分科会には日
本人が殺到し、コミュニケーション
力の不十分さ、困難さを端的に示しま
した。特に質疑応答は公式語使用と限
定されていたため、自国の手話で自由
に質問が出来ず、時間が経過する一方
で、結局不十分なまま舞台を下ること
になった日本人ろう者を見て、国際会
議の場での対応のあり方に疑問を感じ
ました。日本手話↓日本語↓日英通訳
↓国際手話通訳で可能なはずです。日
本人としてプライドをもって要求すべ
きと思いました。

手話通訳者もしかり。他国の通訳者
は公用語・英語を聞いて即座に自国の
手話で通訳するわけで、私達のように
ヘッドホンを付けての通訳者はおり
ませんでした。オランダの通訳者のワ
ゲンナーさんはろう者の両親を持ち第
一言語がオランダ手話、第二言語がオ
ランダ語、第三言語が英語と言う事で、
英語を聞いて即オランダ手話に変換可
能だなんてすごいですね。日本語が聞
こえないと手も足も出ない私ですが開
会式の途中で突然ブースからの声が途
絶えた時はパニックになりました。プー
スに聞こえない事を報せる方法も考え
つかないまま、どう対応すればよいか
知恵が出ずオロオロするばかり。そん
な様子を国際手話通訳の土谷さんが気
付き、舞台上の通訳に向かって内容を
読み取り伝え、それを通訳者がシャドー
イングする方法で情報が途切れる最悪

の状況だけは免れました。
私達の所では米国在住の中村カレン
さんが目の前で日英通訳をして下さい
ましたが、生の声は聞きづらく不十分
なままで終了しました。情報保障につ
いて外国の通訳者達のプロ意識の高さ
にも敬服です。プロは伝えられなかつ
たでは済まされない」と通訳環境整備
に徹底した要望は当然と言えば当然で
すが、世界会議の場面で堂々と主張し、
話者を止めることも辞さない態度は自
信に裏付けされたプライドに充ち満ち
ておりました。複数対応時も控えの通
訳者がチェックしながら耳元でフォロ
ーする徹底さが目を引きました。

くさつ 発信

社会福祉法人

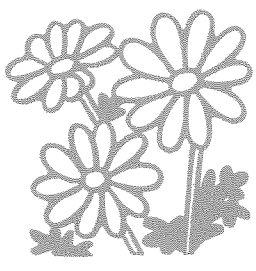
滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武男

この夏は、全国的に、異常気象によ
る猛暑が続きました。局地的な大雨に
よる被害があり、尊い人命が失われま
した。自然が、経済効率本位の開発に
よって破壊されているので、異常を訴
えています。人間が自然環境をまもら
ないと、人類の生存が危機にさらされ
ることがはっきりしています。
暑さを通りこして熱くなる主な原因
は、他にありました。国会を延長して
「新ガイドライン法」「地方分権一括

輝かしい歴史のページに自分自身
が参画できたこと。数千を数える世界
の人々と同じ時を共有出来たことに感
動しつつ、異なった価値観や文化・歴
史のもと、一人一人が幸福に暮らせる
よう基本的権利意識の高まりを目指し
て、力を一つにしなければならぬこ
とを再認識しました。現存する差別意
識。オーストラリア移民局が一部の発
展途上国の代表者の入国を拒否し、ビ
ザを発給しなかった事件も大きく取り
上げられました。今回決議された9項
目（別紙）が4年後のカナダで開催さ
れる時には成果として持ち寄れるよう
祈りたいものです。（小久江）

法」「君が代、日の丸の国歌・国旗法
制化」「通信傍受（盗聴）法」「憲法調
査会の設置」など、アメリカの戦争政
策に国をあげて協力する法律を、十分
な審議もないうまま「自自公」の数の力
で押し通してしまいました。
このような動きは、民主主義の危機
であり、現実には税金や社会保険料、
福祉施設・サービスの利用料など国民
の負担と自助努力をさらに増大させる
こととなります。それは、つねに、不
安定で労働条件が劣悪な仕事について
いる人たちがや障害者、高令者、女性、
子どもなど社会的に弱い立場に置かれ
ている人たちにしわ寄せされる傾向が
あります。そして、住民の間に分断と
対立がもちこまれ、働く人たちが全体
くらしの安定と自立も困難になります。



『要約筆記奉仕員養成カリキュラム』改正の動き

平成11年4月一日付けで厚生省から要約筆記者養成事業の新しい養成カリキュラムが各都道府県、各市町村にあてて発表されました。基礎課程32時間、応用課程20時間という滋賀県では今までにない長時間にわたる養成講座となります。

この全国統一カリキュラムの発表により、要約筆記の普及、中途失聴・難聴という障害への理解が急速に進められるのではないかと考えられます。

〈新カリキュラムの特徴〉

1. 選択制となる実技

パソコンによる要約筆記が情報保障の手段に取り入れられ、講義は共通科目ですが、実技は手書きとパソコンに分かれ、選択制となります。

2. 中途失聴者・難聴者が実技指導に当たる

利用者である中途失聴者・難聴者が直接指導に当たることで、希望する要約筆記者を養成することができそうです。

3. 専門的講義は専門分野の講師に依頼する

すでに滋賀県では3年前からいち早くパソコン要約筆記講座を開いてきていますので、パソコン要約筆記

来春から始まる介護保険制度の施行にむけて、このほど介護支援専門員（ケアマネージャー）の実務研修受講資格試験がおこなわれました。介護支援専門員となるには、学科試験（実務研修受講試験）に合格し、数ヶ月後に行なわれる実務研修を経て初めて資格が交付されます。

高齢聴覚障害者への支援をめざして

―聴覚障害者が介護支援専門員に―

この試験に県内の聴覚障害者が（一人）見事に合格され、受講されています。その方は、野洲町在住の鈴木祥恵さんで、次のコメントを寄せていただきました。

この度「介護保険支援専門員」（ケアマネージャー）の試験に合格できたのも、これまで多くの人々からのご指導のおかげだと感謝しております。私のこの資格取得を目指した理由は、「障害者福祉ケースワーカーとしてのこれまでの経験を生かし」、「聴覚老人が介護保険の介護サービスを利用するに際して不利益を被らないように、相談などの形で同じ聞こえない者の立場から

講座については、とまどうことなく始めることができますが、新カリキュラムに従って進めるには実技指導に中途失聴・難聴をもつ指導者が数多く必要となり、指導要領の自身を習熟した方々を早急に養成していかねばなりません。また、手書きとパソコンの実技が同時に進められることは、今までよりも機器・資材の周回な準備が必要になるであろうと思われまます。

具体的な講座の開き方としては、従来の養成入門講座とパソコン要約筆記講座をさらに時間をかけて、受講者に「知識」、「技術」、「障害理解」を習得していただけるような基礎課程にし、応用課程20時間で、「様々な場面に応じて」コミュニケーション支援のできる要約筆記者の養成を目指していきたいと考えています。

「支援したい」という2つの理由からです。来年4月にはスタートする介護保険制度はまだ未成熟であり、知れば知るほど疑問も多く生じてきます。数年後には障害者ケアマネージャーの制度もできるとか。それまではこの介護保険制度を利用できる範囲で、聴覚障害者の支援に役立ちたいと思います。今後ますます増加する老人（聴覚老人も例外ではない）の生活が、豊かで安心できるものとなるように少しでも力になればと思います。将来、夫婦でながくできる仕事として考えていきたいと思っています。

要約筆記奉仕員養成カリキュラム（概要）

対象者	要約筆記の学習経験がない者等		
養成目標	聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。		
カリキュラム構成	基礎課程	32時間	到達目標 聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の特性を理解し、配慮して、他の要約筆記奉仕員とのチームワークにより、話し手の話を、速く、正しく、分かりやすく手書き又はパソコンを活用して文字化けすることにより伝えることが可能なレベル
			養成目標 ① 聴覚障害についての理解及び中途失聴・難聴者の特性についての理解を深めるとともに、コミュニケーション支援の考え方とOHP、パソコン等を使った要約筆記及びノートテイクなどの方法を習得する。 ② 基礎的な聞き取る力、要点を的確に把握する力及び話し手の話を分かりやすく表現する力を習得する。
カリキュラム構成	応用課程	20時間	到達目標 聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の抱えている社会的課程をよく理解し、様々な場面に応じて、手書きあるいはパソコンを活用した要約筆記によりコミュニケーション支援を行うことが可能なレベル
			養成目標 ① 要約筆記についての理解と認識を深めるとともに、聞き取る力、要点を的確に把握する力及び話し手の話を分かりやすく表現する力の向上を図る。 ② 聴覚障害者、特に中途失聴・難聴者の社会的需要を把握し、様々な場面に応じて、手書き又はパソコンを活用して要約筆記活動ができる技術と方法を習得する。
合計		52時間	

